

## 貿易契約に於ける數量約款

大 谷 敏 治

### 一 緒

貿易契約に於いて、普通に取り極められる基本的取引條件 *terms and conditions* は、品質に関する條件・數量に関する條件・價格に関する條件・船積に関する條件・保險に関する條件及び決済に関する條件、並びに紛争の解決に関する條件等である。互に法域を異にし商習慣を異にする國と國との間に立つて、あらゆる危険を自から負擔する貿易活動には、若し之れ等の諸條件の取り極めが不徹底不完全であるならば、測らざる *claim* が發生して、商品交通の圓滑な運轉は到底望まれがたい。本稿は、前述の諸條件のうち、數量に関する條件を、現行の各標準契約に取り極めの約款に基いて、整理分析したものであつて、全體としての貿易契約研究の一部をなすものである。<sup>1)</sup>

1) 貿易契約研究には既に上坂西三博士、「海上賣買論」昭和九年刊、「貿易取引條件の研究」昭和十三年刊、中井省三、「貿易商務論」の好著がある。本稿は之れ等に見ふところが多い。

## 二 數量約款の表示

數量約款に於いて表示せられるものは、數量の單位、受渡數量の決定及び證明方法、並びに受渡數量に過不足ありたる場合の解決に關する條件である。以下項を分つて述べよう。

貿易取引に於ける數量は、重量・容積・長さ・個數及び荷造の單位等によつて表示せられるが、その孰れによるかは、商品の種類によつて略ぼ慣習的に定つてゐる。すなはち、一般天産物・鐵材・鋼材・藥品・油脂等は多く重量 weight によつて取引せられ、噸・封度・擔・瓦を以つて表示せられる。絹・人絹・綿・毛織物の如き織布類はすべて長さ length によつて賣買せられ、その單位としてメートル・碼・呎等が用ひられる。一般雜貨類は、概ね個數 number または荷造の單位によつて取引せられ、打・グロス・大哥・箱 case・俵 bale・袋 bag・樽 barrel, drum 等を以つて示される。外國貿易取引に於いて、容積 measurement を以つて賣買せられるものは、極めて稀れであつて、立方呎またはスーパ一呎を以つて取引さるゝ木材が、その一例である。茲に注意すべきは、之れ等の單位を表示する語は、その意味するところ、商品の種類によつて自から定つてはゐるが、同一の語でも市場によつて時に内容を異にし、<sup>2)</sup> 同じ商品でも市場によつて用語を異にすることがあるから、<sup>3)</sup> 取り極めにあたつては特に念入りに内容を示してのちの誤解を防ぐことが肝要である。

重量を以つて賣買せらるゝ場合に、その重量を決定するについて、船積の時に於ける重量を以つてする場合と、陸揚の時に於ける重量を以つてする場合とがある、これを船積數量條件 shipping

- 1) 雜貨の意義については、中井省三「謂ゆる雜貨の意義に就いて」雜誌「貿易同志」第三卷第七號所載參照。
- 2) 例へば噸 ton には三種ある。(1) 英國及びその屬領に於いては、1 ton = 20 cwt. = 2,240 lbs. であつて long ton または gross ton といはれ、俗に英噸ともいふ。(2) 米國及び加奈陀に於いては、1 ton = 20 centals = 2,000 lbs. であつて short ton または net ton といはれ、俗に米噸といふ。(3) 佛國その他ラテン諸國では 1 ton = 1,000 kgs. = 2,204.6223 lbs. であつて metric ton 重量噸である。
- 3) 例へば本邦産木材は、對英取引には立方呎を以つて、對米取引には super foot を以つて示す。super foot とは、厚さ1吋を有する一平方呎の木材をいひ、1,000 super feet = M ft B. M. (1,000 feet Board Measure) を以つて取引される。苫米地英俊・國際貿易活法、昭和十年刊 p.31 脚註。

quantity terms; shipped weight terms, intake weight terms. 陸揚數量條件 landing quantity terms; landed weight terms; delivered weight terms; outturn weight guaranteed; good sound delivery terms. <sup>4)</sup> <sup>5)</sup> A. L. G.

船積數量條件の場合は、賣手は、約定商品の引渡を、船積當時の重量を以つてし、運送の途中でおこる減量に對して責任を負はない。すなはち、船積當時の重量に基いてインボイスを作成し、之れによつて代金の授受をなすものであつて、従つて、減量の憂ひの尠い商品、または減量度の大體一定してゐる商品に適用せられ、賣手に有利な條件である。その重量の證明は、全く賣手の申出に任せ、インボイス面の記載または賣手作成の容積重量表 Measurement and Weight List 重量表 Weight Note 等によることもあるが、多くは買手の承認をえた Surveyor または公認検量人 Public Weigher 宣誓検寸人 Sworn Measurer の作成する重量證明書 Certificate of Weight を船積書類に添附するものである。この點に關しては後段に詳論しよう。

陸揚數量條件とは、陸揚港に於いて實際に陸揚したる重量を以つて受渡數量となし、之れによつて代金の計算をなす場合をいひ、運送途中に起つた減量は賣手の負擔となり、従つて買手に有利な條件である。かゝる條件は、船積に當つて正確な數量または重量を秤定しがたき商品、または、長途輸送の間に、減量或ひは漏損を生じやすい商品、すなはち農産物・油脂・礦石・海産物及び或る種の工業藥品等、大量に撒積みせられる商品に多い。陸揚重量の證明は前記船積條件の場合と同じく、Surveyor または Public Weigher の發給する Certificate により、後日の紛争をさけるために、何種機關の證明によるべきかにつき豫め賣買兩者間に協定がなければならぬ。なほ、油脂類の如く、時日を経過するに従つて、必らず若干の漏損 leakage を生ずるものにあつては、後述の如く着荷後の秤量證明の期限につき一定の期限を約定することが必要である。

- 4) Outturn といふ語の意味は、名詞としては、(1) a report, in detail, of cargo discharged from vessel. (2) the whole of the cargo discharged from a vessel at a port. の意。to outturn といふ動詞の用法は辭書にはまだ認められてゐないが實際家には旺に用ゐられてゐる (苦米地英俊・前掲書、p. 245. 脚註)。
- 5) Good sound delivery とは to cover the possible absorption of moisture during voyage, which might very greatly affect the weight. の意 (J. Anton De Haas, The Practice of Foreign Trade, New York, 1935, p. 125)。

以上の船積・陸揚の条件の孰れもに、更らに、その總重量によるか純重量によるかを約定すべきである。<sup>6)</sup>

總體數量條件 Gross weight terms とは、商品の包装材料をも込めた總重量を以つて、約定品引渡の重量とするもので、俗に皆掛ともいひ、買手にとつては不利な條件である。かゝる條件の行はれる商品は多くはなく、その風袋 tare——包装に用ひられる材料——や含有雜物 draft の重量が略ぼ一定したものである。なほこの條件にも船積港に於ける總重量條件のものと、陸揚港總重量條件のものとあつて、輸入西貢米は前者、對英輸出青豌豆、倫敦に於ける小麥、濠洲産小麥の取引は、後の條件による。

純量數量條件 Net weight terms とは、總重量より、風袋その他含有雜物の重量を控除し、商品そのもの、正味重量を以つて受渡重量とするものであつて、重量による取引は一般にこの條件に従ふ。これにもまた、輸入染料の如く積出時に於ける純量によるものと、魚油及び植物油の如く、到着時に於ける純量によるものとの二つの場合がある。

純量を決定するための、差引かるべき風袋の秤量方法については、市場により商品により慣習を異にするが、大體次ぎの四つの場合がある。<sup>7)</sup>

(一) 實際風袋 real tare, actual tare. 受渡商品を各個別に實際について一々秤量する場合である。ハムブルグの珈琲市場に於いては、珈琲はすべて一旦袋よりあけ混交せられ、然るのち秤量、再び袋に入れて取引せられる、之れを同市場の用語によれば bulked といひ、<sup>8)</sup> 實際風袋による取引であるが、明らかに時間及び經費を要する故に、少量にして高價なる商品にのみ行はれるものといはねばならない。リバプール棉花市場にては、米國積出以外の棉花は、毎百捆毎に十捆を取り、實際風袋を秤量する。

- 6) De Haas; Ibid., p.p. 159-160; Huebner & Kramer; Foreign Trade, Principles and Practices, New York, 1930, p. 613.  
 7) De Haas; Ibid., p.p. 126-127; Huebner & Kramer; Ibid., p.p. 612-613.  
 8) De Haas; Ibid., p. 126.

(二) 實際に風袋を秤量せず、商慣習によつて認められた風袋の重量を總重量から控除する場合を、慣習風袋 customary tare 時に uso tare としむ。普通はある率を總重量に乗することによつて風袋を算出するのであるが、時に、標準的秤量度の包装材料を使用して算出することもある。歐洲大陸諸市場に於ける palm oil の取引は、この方法に従ひ、次ぎの如く約定する。As distinct from Palm oil shipped from Africa, for which a fixed tare-scale is applicable, the tare for Palm oil shipped from outside Africa, the original tare, as stencilled on the barrels, or as mentioned on the original weight specifications to be supplied by buyers is allowed, unless these figures are being objected to by buyers, in which case arbitration can be invoked. Should the numbers and the tare of a parcel or a part thereof be illegible, the tare per barrel for such part or parts thereof is to be calculated on the basis of the average tare per barrel for the whole parcel in accordance with the original weight specification. リバプール市場に於ける米國積出の棉花は一捆總重量三五〇乃至四〇〇封度の場<sup>10)</sup>合には、風袋の控除は六%、c. i. f. 6 per cent allowance for tare と定められてある。この慣習による風袋の控除率は、たとひ同一商品でも、市場によつて異なることがある。例へば皮革の取引では、紐育市場では一〇%を風袋とする慣習であるが、他に二%以下とする市場もある。

(三) 全貨物中より任意に數個をとり、その風袋を計量し、その平均重量を以つて全風袋の重量を認定するものを、平均風袋 average tare としむ、(四) 契約の當時、賣買兩當事者の間に大體を協定して、之れを賣手のインボイス面に記載して、そのまゝ風袋の重量とするものを推定風袋 computed tare と呼ぶ。ラテン・アメリカ諸國の取引には、右の外に、legal weight 法定重量なるものがある。總重量より風袋の重量は控除するが、商品の實際の重量と之れに直接觸るゝ内裝物例へば箱内部張りの紙・錫等の如き interior wrappings の重量を加

9) Ibid., p. 126.

10) 但し決濟の實際は Liverpool Cotton Association の規定に従ひ、次の如し。  
"Should the weight of bands as ascertained at the time of weighing exceed 900 pounds for each 100 bales, then the buyer shall have the right to deduct such excess from the landing weight. Should the weight of the canvas exceed 3 9/16 per cent., then the buyer shall have the right to claim for such excess at the invoice price." Ibid., p. 127.

へたものをいふ。<sup>11)</sup>

風袋の秤量にはこのように幾つかの方法がある故に純量条件による場合は、風袋の計量は孰れの方法によるべきやを豫め賣買兩當事者間に取り極めておくことが肝要である。なほ或る種の商品に於いては、總量より風袋を控除するほかに、さらに或る程度の減量を行ふ場合があるが、之れは後に説くこととする。

以上述べた如く、受渡數量には、船舶數量と陸揚數量とがあり、そのおのおのに總量と純量とがあるのであるが、一般的にいへば、輸出品は、正味積出數量 Net shipping weight を原則とし、正味引渡數量 Net delivered weight または皆掛數量 Gross delivered Weight を以つて例外とする。本邦貿易界の先達の示すところに従へば、<sup>12)</sup>本邦より倫敦向け天産物の取引に於いては、正味積出數量条件によるものは、Menthol Crystal; Peppermint Oil; Camphor Oil; Vegetable Wax; Pyrethrum Flower 等であつて斷然優位、豆類は gross delivered weight、魚油類は net delivered weight にする。

約定の數量を表示するに、確定數量を以つてする場合と然らざる場合とがある。積出數量によると陸揚數量によるとを問はず、契約數量と過不足なき數量を受渡すことは、事實上困難なる場合が少なくない。その理由としては、商品に固有の性質によつて契約數量を正確に受渡することの不可能なもの、受渡後に數量に自然的變化を生ずるもの、陸路及び海上輸送の長途にわたるため自然數量に變化を生ずるもの、等があげられうる。例へば北海道より英國向に輸出せらるゝ楢材は、何萬立方呎、何萬フィート・ピ・エム<sup>13)</sup>と取り極められるが、實際の積出は何萬何千何百何十立方呎、または呎ピ・エムとなり、化學肥料・魚粕等は船積より陸揚までの間に含有水分その他成分の自然變化により數量に變動を生じ、また魚油・植物油・石炭等は、長途輸送の間に

- 11) Huebner & Kramer; Ibid., p. 613; Wolfe; Theory and Practice of International Commerce, New York, 1919, p. 191.  
虎尾正助：國際賣買と其契約、昭和十一年刊、p. 34, 註 3. 同書にはなほ *suttle weight* なる概念をも示してゐる。
- 12) 中井省三：貿易商務論、昭和十二年刊、p. 124.
- 13) ××× ft. B. M. 意味について前出。なほ濱谷源藏：貿易經營概説、昭和十二年刊、p. 89.

蒸發・漏損等によつて數量に變化を生ずる。従つてこの場合には確定數量を約定することは稀れである。概していへば、製造品・完製品にして長さ・個數によつて賣買するものは、確定數量により、原料品・天産物等の大量撤積商品は確定數量によらない。尤も確定數量を約す場合でも、契約によりまた慣習によつて一定率以内の受渡數量の増減を認めることがある、然かし一般完製品で5%を超えるものは稀である。<sup>14)</sup>

確定數量によらぬ場合とは、數量を示す語の前に about; approximately; not less than; 時に circa と云ふ語を冠せ、また 29 tons, 5 per cent more or less; sellers guarantee shrinkage of 1 per cent; or excess of 1 per cent to be credited to buyer 等の表現による場合を云ふ。この認容せられたる數量増減の範圍を allowance または tolerance と云ひ、その範圍は特約により定めるか、または商慣習によつて定めるものであるが、一般に5%以内の増減は之を許容するものと解せられ、稀れに一割まで認容するものもある。The London Corn Trade Association はその標準契約書中の About に関する原則的解釋を掲げ、Quantity: About ..... say about..... (2 per cent more or less) と云ふこと<sup>17)</sup>。然るに The General Produce Broker's Association of London は It is understood that the words "about" or "more or less," applied to quantities contracted for, mean the nearest amount which sellers should fairly and reasonably deliver, but no excess or deficiency to be greater than 2½% と云ふこと<sup>16)</sup>の限を以て之を認め、The New York Bankers' Commercial Credit Conference は一九二〇年その Standard Commercial Credit Regulations に數量に関すること<sup>15)</sup> about 及び定額と云ふこと The terms "approximately," "about," or words of similar import, shall be construed to permit a variation of not exceeding ten per centum from the named sum or quantity."

14) 例へば完製品の賣買でも、荷口の都合、荷造の工合によつて、約定の船腹、貨車の利用率を極大ならしむるために、約定數量に多少の餘裕を認めることがある (Wolfe; Ibid., p. 191).  
 15) De Haar; Ibid., p. 123.  
 16) 瑞典の法律は5%を超過する増減は認めない(中井書三・前掲書、p. 127)。  
 17) London Corn Trade Association, Forms of Contracts in Force. No. 1.

之れを判例に徴するに about も more or less もともじ a certain moderate and reasonable latitude in the performance の意であつて個々の商習慣によるべきものであるとせられる<sup>18)</sup>。またかゝる約定數量の前に冠らしめたる用語は、單に數量の大體を示したるにとどまり、契約の一部をなす場合があることに注意せねばならぬ。例へば “say from 1,000 to 1,200 gallons a month.” “say about 600, averaging……” “say not less than 100 packs.” 等の用語である。契約によつては “you seem to have about 150 tons there” と特定の商品の堆積を賣買し、また “the whole steel required” とのみ約定する場合もあるが、之れ等はすべて個々の事例につき内容によつて判断されねばならぬ<sup>19)</sup>。なほ前記の about, approximately 等の用語が、割積の契約 sales by instalments に用ひられた場合には、その意味は約定せられた全數量にかゝるものかまたは各割賦部分にかゝるものか、契約の内容によつて判断するほかはない<sup>20)</sup>。

さきの allowance の範圍を、實際に慣行の各種標準契約にみるに、The London Corn Trade Association 所定の標準契約書式第七號に、北海道産青豌豆取引では、一％である。Quantity: …… say …… (2% more or less). 然るに The Liverpool Cotton Trade Association, Ltd. の標準契約書式は一般に “a variation of 5% allowed” と定め、The Incorporated Oil Seed Association としよ La Plata Linseed Contract 第一號 parcel の取引に於て Sellers to have the option of delivering 5% more or less on the above quantity, ……と定めて五％である。然るになほ同書式第二號 La Plata Linseed Contract cargo の取引は<sup>21)</sup> Sellers have the option of 10% more or less on the above quantity. として一割までの増減を許容してゐる。

なほ以上は契約の場合の約定數量の表示に於ける許容の範圍であつて、このほかに、實際の受渡にあつて

- 18) Moore v. Cambell (1854), 10 Ex. 323; Benjamin; On Sale, 7th ed., 1931, BK. IV, Pt. II, Chap 1, p. 734.  
 19) 個々の判例については Benjamin 前掲書 p. p. 734-737 を往見。  
 20) Societe Anonyme v. Schofield (1902), 7 Com. Case. 114 (C. A.)  
 21) Parcel, cargo の取引の意義に就いては拙稿・Tale Quale 及び Rye Terms による貿易契約、商學討究、第十卷中冊所載往見。

認めらるゝ増減の範囲があるが、之れは後に過不足條件の項で説くこととする。

### 三 受渡數量の決定

契約の數量が船積數量たるを陸揚數量たるを問はず、約定品受渡の場合には Surveyor または Public Weigher その他權威あるものゝ證明がなければならぬ。インボイス面に記載せられたる數量を以つて最終の證明とする場合もあるが、雜貨その他の完製品以外には稀れであり、且つ船積數量が協定された場合に限る。この場合にも一般に、鐵道・汽船等の運送業者、倉庫業者等の發行する證明書、税關、港務部または港廳 Port Authorities 商工會議所その他の機關の發行する證明書、或ひは各都市の定めたる Official weigher 發行の證明書による<sup>1)</sup>。Bill of Lading; Warehouse Receipt; Custom House Receipt などを以つてする場合もある<sup>2)</sup>。穀類の如く大量に且つ標準化せられて取引せらるゝ商品にあつては、Controller とよぶ專業の Public weigher があつて、この受渡數量の決定に従事する、例へば北海道積出の英國向青豌豆の取引に於いては、陸揚げと同時に一定の方式に従つてこの專業者が數量の決定をする<sup>3)</sup>。米國より歐洲向輸出の穀類取引には、特殊の方法が採られる、すなはち、米國筋輸出業者の大手筋は、歐洲の各主要港に專屬 Controller を設け、穀類積出の時に、穀物倉庫 Grain elevator 發行の重量證明書を、この controller に送附する。controller は歐洲買手に對し取引された穀類の重量を保證し到着の時に若し相違ある場合は之れに支拂をなす、輸出者は之に對し二分の一より一%までの範囲にて、積出穀物の價格に基づき一定の額を controller に支拂ふものである。換言すれば積出人は controller に數量に關する保険料を支拂ふことにより、controller をして到着數量を買手に保證せしむる

1) Heubner & Kramer; Ibid., p. 612.

2) Wolfe; Ibid., p. 194, De Haas; Ibid., p. 125.

3) 詳細は拙稿・穀類の國際取引とその貿易契約、商學討究第十二卷下冊所載參照。

ものである。<sup>4)</sup>

受渡數量の證明をなすものが何人にもせよ、契約にあつては、その證明を以つて *final as to quantity* となすのであるが、同時にその檢量の期間をも協定し、一定期間内に秤量を完了しない時は、賣手は減量に對し責を負はぬことを條件とするを要する。例へば倫敦向魚油の取引には *Weighing to be done within seven days after delivery into consignee's draft* とする。着荷後の檢量が遅れると遅れるほど、自然漏損の程度が烈しくなるからである。

次に受渡數量の決定に於いて、檢量の方法及び受渡貨物の檢量さるべき時の状態について取り極めまたは商慣習の存在を要する。例へば生糸・パルプ・魚粕・穀物等の如く容易に水分・濕氣を吸収しやすきもの、油脂・皮革その他の如く多量の夾雜物を含むものがあるからである。この場合に、商慣習によつて、その商品につき一定の状態を假定して秤量する場合と、一々化學的測定をする場合とがある。皮革類の取引に於いて、含有水分の測定は困難であり、且つ水分・濕氣を除去することは品質を傷けることとなる故に、*British Hide Improvement Society* 所屬の検査人は、普通皮革を小さな部分に切斷して測定するのであるが、輸入皮革については、鹽分・砂塵等を除去するために、皮革をふるひまたは棒を以つて打つ度數などを嚴密に規定しあるに對し、紐育に於ける皮革取引には、各荷口に一割の、他の市場にては二%の、夾雜物を控除といふことに定める。この點に關し最も嚴密を極めるものは、日本產輸出生糸であるが、こゝには、他の一例として倫敦穀類市場に於ける穀類の檢量に於ける商品の重量測定方法をあげ、詳細は別の機會にゆづつて、<sup>5)</sup> 北海道產青豌豆の對英取引に規定せらるゝ約款を示すにとゞめよう。<sup>6)</sup> *If mutually agreed between Seller and Buyer, the goods may*

4) De Haas; *Ibid.*, p. 125.

5) 詳しくは S. J. Duly; *Grain*, London, 1928 を見よ。なほ拙稿・*Tale Quale* 及び *Rye Terms* による貿易契約、及び穀類の國際取引とその貿易契約往見。

6) The London Corn Trade Association, *Standard Contract Form No. 7.*

be weighed by approved Hopper Scale of 2,000 lbs. or over, in which case the allowance for drattage shall be 2 lbs. per 2,000 lbs., any custom of the port to the contrary notwithstanding. The weighing to be done at Buyer's expense at Port of Discharge by the Dock Authorities, or by Public Sworn Weighers or by Weighers appointed or recognized by the Local Public or Dock Authorities; when this is impracticable, then according to the custom of Port. One sound and damaged bag in every 20 as the rise from the ship or quay, or every bag at Buyer's option, shall be weighed, and the Dock Certificate, or that of the authorised persons, shall settle the weight for final Invoice. Should Buyer elect to have one bag in every 20 weighed for average, then slack bags to be weighed separately.

#### 四 受渡數量の過不足解決條件

その種類によつて確定數量を受渡すことの困難なる商品、及び確定數量を以つて約定せらるゝ商品の場合に於いても、受渡に際してある程度の數量の増減を認容することあるは、前に述べたところであるが、こゝに問題となるのは、その過不足の代金決済に關してである。數量の増減を認容することの意味は、約定數量と寸分相違なき正量を受渡することが困難であり、且つその減量率の不定のものにあつては、ある時には甚だしき減量を見、ある時は多量の目減を見越して豫め餘分に船積したゝめに、却つて數量超過となる等の不都合を避けるために、ある程度までの過不足に對しては、買手は苦情をつけぬといふことであつて、代金の決済までもあくまで約定數量によらしむるといふ意味ではない。この點に關しては次ぎの如く分つて考へることが出

来る。

(一) 船積數量條件の場合。この場合には、船積と同時に數量が確定し、従つてインボイス額面は算出せられ、普通には荷爲替手形が振出されて代金の決済がなされる。若し前述の魚油の場合の如く、Loss in weight exceeding 2% to be allowed for by the Seller. として一定歩合以上の減量を賣手負擔と定めた場合には、手形が丸爲替の場合には通常次回の送荷の代金中より控除するか、または買手より送金せしめ、若し手形がインボイス額面の九掛・八掛といふ場合には、買手側に残しおく殘金より控除するものである。そして計算の基礎となるものは契約價格である。

(二) 陸揚數量條件の場合。この條件によつて受渡數量を約定する場合でも、決済は原則として船積書類引換拂 Payment against documents; payments in exchange for shipping documents. であるから、船積と同時に一應約定數量を以つてインボイスを作成し、荷爲替を取組み決済を行ふものである、かゝるインボイスを Provisional invoice とよぶ。そして減量分に對する決済は、着荷陸揚後、一定期間内に檢量し、その檢量證明書を陸揚地にて買手の作成せるインボイス——final invoice といふ——に添えて買手より賣手に送附せらるゝをまつて、賣主が買手の荷爲替手形支拂の日より賣手の減量分代金支拂の日までの日數に對する銀行利率または一定利率の利子を附して、送金爲替を以つて決済するか、または、次回の取引に於いて賣手が荷爲替を取組む時にその金額中より控除するか、或ひは買手の手に、帳簿上の勘定としてとゞめおき、後に買手よりクリーン・ビルを振出して取立てるか、の方法によるものである。之れを勘定の差引 adjustment of account とす。このうち最後の、買手より短期のクリーン・ビルを振出し取立てる方法は、英・米の大商社にては容易に協定に應ぜ

1) 虎尾正助・國際賣買と其の契約、昭和十一年刊、pp. 36-37.

す、この種決済として振出された手形の引受をなさざることを常則とするものがある。買手より送附の検査証明書その他の證據書類の送達及び事實の調査に時日を要すること、並びにかゝる性質のクリーン・ビルの振宛は大商社としての權威にかゝはると思惟せらるゝためであらう。

以上の孰れの方法によつて決済されるにもせよ、その差引さるべき代金計算の基礎となる價格を、協定せねばならない。そして夫れには、契約の値段<sup>2)</sup>、船積の時の値段及び到着の時の値段の三つがある。

このことは肝要である、何となれば、陸揚數量條件により、且つ輸送中に重量の變動の多い商品は、大量に取引せられ價格の世界的に變動しやすい原料品・食料品に多い。従つて價格に於ける些少の變化も全代金決済には相當の重荷であるべく、若し契約値段で仕切るものとすれば約定後市價下落の際には故意に多くを船積すべく、反對に相場高騰の時は少なく積出すであらうからである。従つて積出數量の過不足を能ふかぎり少なからしむる目的からは、船積の時の値段或ひは陸揚の時の値段の孰れかと望ましい。但し、數量について單に  $\times\%$  more or less seller's option とのみ約定し、差引の値段につき何等の取り極めのない場合には、一般に契約の値段を以つて仕切るものゝ如くである。之れを實際に徴するに、Netherlands Trade for the Trade in Fats, Oils and Oleaginous Seeds は palm kernel の取引のために、5%以内の過不足は契約値段で仕切る旨を規定して “quantity... tons (5% more or less seller's option net shipping weight)” とする<sup>3)</sup>。然るに北海道産青豌豆の對英輸出には、船荷證券日附の時に於ける C. I. F. 値段によつて決済すべく、The London Corn Trade Association は一般にこの規定に従ふ、すなはち約款に  $\times\%$  Quantity :..... say..... (2% more or less). Seller has the option of shipping a further 3% more or less on Contract quantity, excess or deficiency

- 2) 船積の時とは Bill of Lading 記載の日、陸揚の時とは本船入港の日といふ意味である。そしてその時の値段とはその土地に於ける公定相場をいふ。
- 3) De Haas; Ibid., p. 124.
- 4) The London Corn Trade Association, Standard Contract Form.

over the above 2% to be settled at the C. I. F. price on date of Bill of Lading, and on the quantity thereof; value to be fixed by arbitration, unless mutually agreed. 陸揚の日の價格を以つて仕切ることを規定したるものにアメリカ精糖業者がポルトリコより原糖輸入の場合の約款がある。<sup>5)</sup> "Delivery of five percent more or less than this amount is to be settled for at the market price of like sugars on day of arrival." また、普通の過不足については船積の時の値段を契約しつゝ、一定の率以上の過不足または割積として船腹を分つて積送した場合の過不足については、到着の日または最終船到着の日の値段を以つて仕切る旨規定したものである。前記 Netherland Association の palm kernel 取引の約款の後半に云々、"should the margin of 5% in the quantity shipped be exceeded, the buyer is entitled to declare the margin as cancelled in which case the excess quantity will be calculated at the value of the day of arrival of the steamer, or in the event of several steamers carrying the goods, the value of the day of arrival of the last steamer."

賣買兩當事者はまた、受渡數量に契約と過不足があつた場合の、勘定の差引または苦情の提起に關して、期限を約定しておくべきである。何となれば、あまりに永く時を経過した後にもなほクレームを提出しうるとすれば、商取引の圓滑を欠くからである。この點に關して、法文を以つて定めたる國は少ない、多くは、各種商品の同業組合の規定により、または商習慣に従ふ。The London Corn Trade Association は普通に之れを三週間と定めらる。The Claim for Settlement of Final Invoice to be made within 21 days of issue of Analysis Certificate, or if no Analysis within 28 days of final discharge of the parcel. Fees for Analysis to be paid half by Buyer and half by Seller.

5) De Haas; Ibid., p. 124.

## 五、數量約款に關する不履行の效果

受渡しせられたる商品の數量が約定數量と相違ある場合には、その相違が極めて僅少である場合には、*de minimis non curat lex*<sup>1)</sup>の原則が適用せられて、買手は之れを引取らねばならない。また契約または商習慣によつて認容せられた allowance の範圍内であるならば、許容せられて勘定の差引に委ねらるべきこと、前述のとほりである。

受渡數量と契約數量との不一致は、受渡數量不足の場合と受渡數量が契約數量より超過したる場合とに分ちうる。

受渡數量の不足の場合。重大ならざる不足については既に述べた。重大なる不足については、買手はその引取を拒絶しうべく、一方全數量の引渡を求める *claim* を提出しうる権利があり、また商品の一部を引取る場合は殘餘について *claim* しうるものである<sup>2)</sup>。割積の契約にて、約定の期間中に一部分の數量より引渡せられぬ場合は、買手は、その受取りたる部分を賣手に返還しうる<sup>3)</sup>、然かし若し既に引渡されたる部分を受取るとすれば、この部分については代金の支拂をなさねばならない、そして引渡の期間經過後は、受取りたる部分を返還するか或ひはその部分の代金を支拂ふべきかであつて、其の部分を留置しおきて殘餘の引渡あるまで支拂を延期しうるものではない<sup>4)</sup>。従つてまた賣手は、約定期間中は、引渡したる一部の代金請求をなしえない、何となれば、買手は、この時に、賣手が若し全部を引渡しえないならば、既に引渡されたる部分を返還すべしと主張

- 1) *Shipton Anderson & Co. v. Weil*, (1912) I.K.B. 574; Benjamin; *On Sale*, 7th ed., 1931, BK. IV. Pt. II. Chap. I, p. 733; Wolfe; *Ibid.*, p. 194.
- 2) 商法、288條、*Sales of Good Act*, § 30, Benjamin; *Ibid.*, p. 730. Wolfe; *Ibid.*, p. 194.
- 3) *Oxendale v. Wetherell* (1829), 9B. & C. 386, Benjamin, *Ibid.*, p. 730.
- 4) 前掲事件及び、*Colonial Ins. Co. of N. Z. v. Adelaide Mar. Ins. Co.* (1886), 12A.C. 128; *Harland & Wolff v. Burstall & Co.* (1901), 6 Com. Cas. 113.

しうるからである。<sup>5)</sup>

若し約定數量より超過せる數量が引渡されたる場合には、買手は原則として全數量の引取を拒絶しうるものであつて、賣手は全部の引渡または撰擇したる一部の引渡を請求しえない。<sup>6)</sup> 但し買手は賣手と新たなる契約のもとに新たなる價格を以つて、全部を引受けるか、<sup>7)</sup> または撰擇して一部を引受けることが出来る。<sup>8)</sup>

このほかに、引渡されたる商品が、數量に於いては約定通りであるが、そのうちに契約以外の商品を含む場合の効果について考察すべきであるが、稿を改めて、引渡約款の研究に委ねよう。

5) Benjamin, *Ibid.*, p. 730.

6) 商法290條、Sales of Goods Act, § 30. *Dixon v. Fletcher*, 3 M. & W. 146.

7) *Hart v. Mills* (1846) 15 M. & W. 85; *Cunliffe v. Harrison* (1851), 6 Ex. 903.

8) 前掲事件。